

法人の「実質的支配者」ご確認のお願い

サクソバンク証券株式会社

平成25年4月1日付で犯罪収益移転防止法が改正となり、同法第4条第1項第4号に基づき、法人取引口座開設時に法人の事業経営を実質的に支配することが可能となる方（実質的支配者）の該当される場合のご本人特定事項をご申告いただくこととなりました。

つきましては、以下の項目をご確認の上、本紙をご提出いただきますようお願いいたします。

<実質的支配者を確認する目安>

1. 資本多数決の原則を採る法人の場合

該当する法人の形態：株式会社、投資法人、特定目的会社等

* 当該法人の議決権総数の4分の1を超える議決権を有する方

2. 資本多数決の原則を採る法人以外の法人の場合

該当する法人の形態：一般社団・財団法人、学校法人、宗教法人、医療法人、社会福祉法人、

特定非営利法人、持分会社（合名・合資会社、合同会社）等

* 当該法人を代表する権限を有している方

ご法人名

記入日： 年 月 日

氏名（カナ）

氏名

住所

生年月日（西暦）

性別

以上